

第 2 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 8 月 28 日 (月)
2、場 所	中津市役所 4 階 研修室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根、4 番義経、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 田上委員、10 番小野委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 10 名
4、欠席委員	無
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	3 番坪根委員、13 番百留委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 15 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、3 番坪根委員、13 番百留委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番について橋本委員に調査報告をお願いします。

1 番 (橋本)	報告します。貸人、借人双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございません。解約後は自作の予定となっております。特に問題はないと思われま。審議の程お願い致します。
議 長	1 番について、橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。続きまして 2 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	2 番 議案朗読
議 長	2 番について義経委員に調査報告をお願いします。
4 番義経委員	双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございません。審議の程お願い致します。
議 長	2 番について、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 2 番は許可と致します。続きまして 3 番、4 番に入る前に私が議事参与となっておりますので百留副会長お願い致します。
議長(百留委員)	それでは議題に入らせていただきます。 3 番、4 番事務局お願いします。
事務局(成重)	3 番、4 番 議案朗読
議長(百留委員)	3 番、4 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番石川委員	双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いございません。尚、解約後は利用権設定を行うことになっています。審議お願い致します。

議長(百留委員)	3番、4番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議長(百留委員)	ご異議ありませんので、議第1号の3番、4番は許可と致します。それでは議長を交代します。
議長	続きまして5番について事務局お願いします。
事務局(梶原)	5番 議案朗読
議長	5番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14番長尾委員	双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いございません。尚、解約後は利用権設定を行うことになっています。審議お願い致します。
議長	5番について、長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第1号の5番は許可と致します。
議案審議 議第2号 議長	議第2号 農地利用集積計画(案)について 審議に入る前に3番坪根委員と私が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席を致します。百留副会長議長をお願いします。
議長(百留委員)	農用地利用集積計画(案)についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興(藤中)	平成29年(8月分)農用地利用集積計画(案)について説明。

議長(百留委員)	只今説明のありました平成 29 年（8 月分）農用地利用集積計画（案）について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	（異議なし）
議長(百留委員)	ご異議ありませんので、議第 2 号平成 29 年（8 月分）農用地利用集積計画（案）について当部会は承認と致します。坪根委員は入室をお願いします。 続いて所有権移転分をお願いします。
農政振興(藤中)	平成 29 年（8 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転分について説明。
議長(百留委員)	只今説明のありました平成 29 年（8 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか
5 番植山委員	地目についてはどうなるのか
事務局(片桐)	登記地目は変更なく農地のままとなりますが現況地目は施設ですので宅地等となります。
議長(百留委員)	その他ご異議ありませんか
全委員	（異議なし）
議長(百留委員)	ご異議ありませんので、議第 2 号平成 29 年（8 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転分について当部会は承認と致します。中原委員は入室をお願いします。
議案審議 議第 3 号 議 長	議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。1 番を事務局。

事務局（高倉）	1 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番についての調査報告を橋本(省)委員にお願いします。
1 番（橋本(省)）	（1 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 1 番については、橋本(省)委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番を事務局。
事務局（高倉）	2 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番（義経）	（2 番の現地について説明） 譲受人と譲渡人はいとは同士であり譲渡人が高齢ということで地元に住む譲受人に贈与するとの事です。以上審議お願いします。
議 長	議第 3 号 2 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番は許可と致します。続きまして 3 番から 6 番を事務局。
事務局（高倉）	3 番から 6 番を朗読
議 長	議第 3 号 3 番から 6 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。

6 番田畑委員	(3 番 4 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われ (5 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われ (6 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われ 以上審議をお願いします。
議 長	議第 3 号 3 番から 6 番については、田畑委員の調査報告のとおり が質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 3 番から 6 番は許可と致し ます。
議案審議 議第 4 号	議第 4 号
議 長	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につ いて。1 番を事務局。
事務局 (片桐)	1 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を義経委員にお願いし ます。
4 番義経委員	(1 番現地について説明) 申請地の田を畑に転換しブドウを栽培する予定との事 です。周辺の農地にも影響はなく問題はないと思われ ます。審議をお願いします。
議 長	議第 4 号 1 番については、義経委員の報告通りですが、 ご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番は許可相当とし、 県に進達致します。

<p>議案審議 議第 5 号 議 長</p>	<p>議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番から 4 番事務局</p>
<p>事務局(片桐)</p>	<p>読み上げさせていただく前議案の取り下げがありましたので報告します。3 番議案が取り下げになりましたので報告致します。 それでは読ませていただきます。 1 番から 4 番を朗読。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 番から 4 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。</p>
<p>国分推進委員</p>	<p>(1 番現地について説明) 転用目的は進入路用地であり、排水などは特にありません。問題ないものと思われます。 (2 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地であります。排水についてですが、家庭排水は公共下水道、雨水排水は隣接する水路へ放流となっております。周辺農地への影響もございませんので問題ないと思われます。 (4 番現地説) 転用目的は宅地分譲用地であります。排水についてですが、家庭排水は公共下水道、雨水排水は道路側溝へ放流となっております。周辺農地への影響もございませんので問題ないと思われます。 以上審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番、2 番、4 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>11 番田上委員</p>	<p>事務局にお願いですが写真に境界線を入れてもらうようお願いいたします。</p>
<p>事務局 (片桐)</p>	<p>今後入れていくようにいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他質疑等ございませんか</p>
<p>6 番田畑委員</p>	<p>1 番についてですがここの用水路はポンプアップしているが影響はな</p>

	いか
国分推進委員	水路は通らないので影響はございません。
議 長	その他質疑等ございませんか
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番、2 番、4 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 5 番を事務局。
事務局 (片桐)	5 番を朗読
議 長	5 番についての調査報告を 1 番橋本委員にお願いします。
1 番橋本委員	(5 番現地について説明) 隣接の同意を得ており雨水排水については、東側に U 字溝を設け隣接する水路へ放流となっております。特に問題はないものと思われま す。審議のほどお願いいたします。
議 長	議第 5 号 5 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 5 番は許可相当とし、県に進達致します。次に 6 番を事務局お願いします。
事務局(片桐)	6 番を朗読
議 長	議第 5 号 6 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番坪根委員	(6 番現地について説明) 申請目的は太陽光発電施設用地及び資材置場用地であります。東側に水路があり、雨水排水はそちらに放流となっておりますが太陽光発電が完成すると入れなくなるので水路敷きに草が生えるのでコンクリート舗装するよう水路管理者より要望があり、転用者も了承済みとの事です。



		以上審議お願いします。
議	長	議第 5 号 6 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番は許可相当とし、県に進達致します。次に 7 番を事務局お願いします。
事務局 (片桐)		7 番朗読
議	長	議第 5 号 7 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番高倉委員		(7 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。周辺農地への影響につきましては現況の境界は明確にされており、造成に伴う水路等も土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。ただし、現況写真を見ていただくとわかると思いますが多少土砂の搬入がございますが現地調査の結果、許容範囲と判断致しました。 また、周辺農地への影響もないものと思われま。審議のほどお願い致します。
議	長	議第 5 号 7 番について高倉委員の調査報告のとおりですが、ご意見等はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 5 号 7 番を許可相当とし、県に進達致します。次では事務局 8 番をおねがいします。
事務局 (成重)		8 番を朗読
議	長	議第 5 号 8 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。

尾家推進委員	(8番の現地について説明) 申請目的は一般住宅用地であります。境界も確定しており、生活排水も公共下水道へつなぎ込みます。雨水も道路側溝へ放流となっており周辺農地への影響も問題ありません。審議のほどお願い致します。
議 長	議第5号8番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第5号8番は許可相当とし、県に進達致します。続いて9番を事務局お願いします。
事務局(片桐)	9番を朗読
議 長	議第5号9番についての調査報告を石川委員にお願いします。
8番石川委員	(9番の現地について説明) 転用目的は資材置場用地となっておりますが、すでに平成11年頃より無断転用となっております本人への聞き取りを行った結果農地法をよく理解しておらず深く反省をしております。今後は農地法を守り必ずこのようなことの無いよう指導しております。本人も反省し、始末書も提出しております。ご審議宜しく申し上げます。
議 長	議第5号9番については、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第5号9番は許可相当とし、県に進達致します。10番について事務局。
事務局(高榎)	10番を朗読
議 長	議第5号10番についての調査報告を鷹崎推進委員にお願いします。

<p>鷹崎推進委員</p>	<p>(10番の現地について説明)</p> <p>申請目的は資材置場用地です。境界ははっきりしており、道路占用許可も取っております。国定公園の形状変更申請も行っております。雨水については地下浸透及び国道側にある水路へ放流となっております。周辺農地の承諾も取れており問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第5号10番については、鷹崎推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第5号10番は許可相当とし、県に進達致します。11番について事務局。</p>
<p>事務局(梶原)</p>	<p>11番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第5号11番についての調査報告を新谷推進委員にお願いします。</p>
<p>新谷推進委員</p>	<p>(11番の現地について説明)</p> <p>この地域には林道が無いので地元要望があり今回森林組合の事業で行うこととなりました。雨水は用水路へ放流し同意も取れております。境界もはっきりしており問題ないものと思われま。ご審議お願ひ致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第5号10番については、新谷推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第5号10番は許可相当とし、県に進達致します。</p>

<p>議案審議 議第6号 議長</p>	<p>議第6号 非農地証明願に関する件について。1番から6番を事務局</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>1番から5番を朗読</p>
<p>議長</p>	<p>議第6号1番から5番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>この前の研修会で山林について非農地証明は総会にかけるとの説明があったが宅地については従来通り会長決裁ですぐに証明を出してもよいのではないか</p>
<p>議長</p>	<p>台帳上、登記もしくは現況が農地になっていれば総会にかける必要があると思います。</p>
<p>2番高倉委員</p>	<p>総会にかけないということは会長の専決事項となるということか。また、非農地証明が出るということはその後地目はどうなるのか。</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>非農地証明は転用行為と同じこととなります。非農地証明を受けた農地については法務局で地目変更を行いますので農地ではなくなります。農地ではなくなるので農地法の適用は受けなくなります。</p>
<p>2番高倉委員</p>	<p>現況の地目になるということか。</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>農業委員会が行う証明は農地ではないという証明になります。証明書の確認を行い法務局が現況をみて地目の変更を行います。</p>
<p>2番高倉委員</p>	<p>時効的な面もあるが考え方によれば脱法行為ともとれると思う。他市の状況などはどうなっているか</p>
<p>事務局（片桐）</p>	<p>県の運用にあるように要件に合えば非農地証明を出して良いこととなっているので他市でも同様に証明書を発行しています。ただし、中津市では県の運用に民法上の時効成立の20年というものがあるのでそれをもとに運用していました。</p>

13 番玉麻委員	<p>税務課との関係で現況課税をみれば農地でなくなっていると判断できると思うが税務課との連携はどうなっているか</p>
事務局（福永）	<p>現在の固定資産税は航空写真をみながら現況地目を確認しています。税務課職員が航空写真をみて、現地へ行き課税地目を決定しますのでもし農地が非農地化していれば現況地目で課税しますのでその場合は税務課と連携し、現況の確認をしています。</p>
13 番玉麻委員	<p>悪意をもって無断転用する方もいるかと思うが税務課との連携はどうしているのか</p>
事務局（福永）	<p>税務課がまず現況課税を行いその事実確認ができないと非農地証明は出せませんので課税地目がまず変更されます。その後相続等なんらかの形で農地と分かったときに非農地証明を発行することとなります。</p>
2 番高倉委員	<p>非農地化の年数はどのように確認しているのか</p>
事務局（片桐）	<p>宅地については税の確認を行いつつから宅地課税をしているのか確認をしています。ただし、山林については職員が現況を確認し、その後地元農業委員さんに確認をして証明をもらっております。</p>
国分推進委員	<p>今日もらった資料によると 15 年となっているが先ほどから 20 年という話が出ているがどっちが正しいのか</p>
事務局（片桐）	<p>資料の 15 年が基準となります。これで今後運用させていただければと思います。</p>
国分推進委員	<p>そうすると先ほど議第 5 号 9 番の案件は非農地証明に該当しないのか</p>
事務局（片桐）	<p>今まで中津市農業委員会では民法上の時効成立の 20 年というので運用していましたのでこの案件は 20 年経過していませんでしたので非農地証明ではなく無断転用と判断致しました。</p> <p>先ほどからお話にあるように悪意をもって農地を無断転用する者があるのではないかというお話がありますが農業委員さんが 1 筆調査などをおこなっていただく中で無断転用を発見し、指導していただければと思います。</p>

事務局（梶原）	<p>今まで中津市では民法上の時効成立を非農地証明の運用基準としてきましたが、全ての違反転用が時効成立をもって非農地証明を発行してきたわけではございません。再三指導したにも関わらず、指導に従わなかった場合などは非農地証明を発行せず、年数にかかわらず転用申請を行わせてきました。それらを踏まえ今後も農業委員さんや推進委員さんと連携し取り扱いを行っていきたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局からありましたように地域の委員さんが責任をもって非農地証明の現地を確認し総会で皆さんで審議するというところでよろしいでしょうか。</p>
6 番田畑委員	<p>今回非農地証明の議案の中で市道に宅地がはみ出ている分があるがどのように取り扱うのか</p>
事務局（梶原）	<p>行政書士や土地家屋調査士に事務局から指導を行い改善するようにしています。また、ご指摘の件は市道ですので道路課と連携し撤去後の指導なども行っています。</p>
議 長	<p>その他ご意見はありませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番から 5 番は適当とし、証明を発行致します。</p>
議案審議 議第 7 号	<p>議第 7 号</p>
議 長	<p>その他について。 なし</p>
議 長	<p>その他事務局より事務連絡をお願いします。</p>
事務局（福永）	<p>1：第 3 回定期総会について 日時 平成 29 年 9 月 29 日（金） 午前 9 時 30 分～ 市役所 3 階 大会議室</p>

<p>事務局（片桐）</p> <p>議 長</p>	<p>2：一筆調査依頼について</p> <p>農地パトロール時に説明しましたが説明不足がありましたので再度お願い致します。</p> <p>期限は9月8日までです。まず耕作放棄地となっている農地について地図に落としていただきその番地を一覧表で確認の上備考欄に指示事項を記入ください。その後事務局でその場所について確認いたします。</p> <p>3：今後の推進委員の総会の出席について</p> <p>今回から案件のある担当地区の推進委員に案内を出すこととしましたが意見や不都合なことがありましたら事務局に連絡いただければと思います。</p> <p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第1号農地法18条第6項に規定による通知に関する件について、1番から5番については許可と致します。</p> <p>議第2号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から6番については許可と致します。</p> <p>議第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について1番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から11番にいては許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第6号非農地証明願に関する件について1番から5番については適当とし証明いたします。</p> <p>以上を持ちまして、平成29年第2回定期総会を閉会します。 （終 午前10時50分）</p>
---------------------------	---